

令和5年10月入学者の みなさんへ

【社会人学生用】

入学料免除及び徴収猶予申請について

注意事項

- 1 入学料免除・徴収猶予申請者は、申請結果が通知されるまで、入学料の納付が猶予されます。申請結果の通知より前に入学料を納付した場合は、入学料免除・徴収猶予申請を辞退したものとして扱いますので、十分注意してください。一度納付した入学料は返還できません。

入学料免除及び徴収猶予の申請は、「入学料免除願・入学料徴収猶予願」の提出とWEB入力による申請及び書類提出が必要となります。

- ・「入学料免除願・入学料徴収猶予願」の提出期間：入学手続期間中
- ・WEB入力期間：令和5年10月6日(金)～令和5年10月13日(金)17時まで
- ・書類提出期間：令和5年10月6日(金)～令和5年10月13日(金)17時まで
(土曜日、日曜日及び祝日は受付を行いません。)

- 2 入学料免除・徴収猶予申請(WEB入力)は、山口大学内からのみログイン可能です。
遠方の方で、システム入力が難しい場合は、書類を郵送で提出いただき、こちらで代理入力させていただきます。

なお、不明な点等がありましたら、山口大学学生支援課学生サービス係(電話番号：083-933-5611, E-mail: ga113@yamaguchi-u.ac.jp)まで早めにお問い合わせください。

1 入学料免除及び徴収猶予制度について

(1) 入学料免除申請対象者

次の申請資格のいずれかに該当する場合は申請することが出来ます。

- 1 経済的理由によって入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者
- 2 入学前 1 年以内（令和 4 年 10 月から入学手続時までの間）に、以下の理由により入学料の納付が困難となった者
 - ・学資負担者が死亡した場合
 - ・日本国内で風水害等の災害を受けた場合

(2) 免除額

免除額は、入学料の全額または半額です。

(3) 入学料徴収猶予申請対象者

次の申請資格のいずれかに該当する場合は申請することが出来ます。

- 1 経済的理由によって入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者
- 2 入学前 1 年以内（令和 4 年 10 月から入学手続時までの間）に、以下の理由により入学料の納付が困難となった者
 - ・学資負担者が死亡した場合
 - ・日本国内で風水害等の災害を受けた場合

(4) 猶予額

猶予額は、入学料の全額です。

2 入学料免除・徴収猶予申請手順

(1) 「入学料免除願・入学料徴収猶予願」の提出（入学手続期間中）

「入学料免除願・入学料徴収猶予願」の提出がない場合は、申請を受け付けることができません。

(2) 必要書類の準備

入学料免除・徴収猶予申請に必要な書類は、山口大学HP上に掲載してある『令和 5 年度後期山口大学授業料免除申請のしおり』で確認してください。

※入学料免除・徴収猶予申請に必要な書類は、授業料免除のものに準じます。

※『令和 5 年度後期山口大学授業料免除申請のしおり』は令和 5 年 7 月以降に以下のQRコードから確認してください。

山口大学HP＞在学生の方＞学生生活の手引き＞各種手続き
（入学料、授業料、奨学金、証明書等）＞入学料・授業料



- ・家庭状況等によっては、後日、書類の提出を追加で依頼をすることがあります。書類の追加提出を求められた場合は、本学が指定する期限までに提出してください。
- ・社会人学生のほとんどの方が必要になる書類を以下に示します。

- ・『山口大学教育用計算機利用登録証』に記載のログイン名とパスワード
※こちらを利用して、授業料免除担当職員がシステムへ代行入力します。
 - ・「本人調書」（自筆で記入をお願いします。）
 - ・令和5年度（令和4年中の所得が記載してある）同一生計家族全員分の
所得・課税証明書（原本）
 - ・令和4年分源泉徴収票（コピー）
 - ・令和4年分確定申告書（第1・第2・第3表）（コピー）
 - ・健康保険証・父母等の扶養に入っていないことの証明（父母等の源泉徴収票）のコピー、生活状況申告書（様式あり）（独立生計者の場合）
- ※A4より小さい・大きいサイズの書類は貼付台紙に貼って提出してください。

（3）書類提出（郵送）

- ・下記受付期間内に以下①～④の書類を、下記受付場所に提出（郵送）してください。

- ①（2）で準備した必要書類
- ②「本人調書」（自筆で記入したもの）
- ③「入学料免除・徴収猶予申請票」
- ④結果通知用返信用封筒（簡易書留のため404円切手貼付）

※封筒のサイズは「長形3号」です。

※令和5年10月13日(金)までに**必ず届く**よう、郵送期間を十分考慮のうえ発送してください。

※授業料免除を併せて申請する場合は、所得・課税証明書等の必要書類を2部用意する必要はありません。

書類提出（郵送）について

○受付期間 令和5年10月6日(金)～令和5年10月13日(金)17時まで
(土曜日、日曜日及び祝日は受付を行いません。)

○受付時間 9:00～17:00

○受付場所（提出先）

山口大学 学生支援課 学生サービス係 授業料免除担当 宛

住所：〒753-8511 山口県山口市吉田 1677-1

電話番号：083-933-5611

- 所定の様式や所得・課税証明書, 医師の診断書等, 原本の提出を指定するもの以外は, コピーを提出してください。
- 本学へ書類到着後, システムへ代行入力します。

(5) 申請結果の通知

12月～1月(予定)

(6) 申請結果の通知方法

申請結果は, 事前に提出いただいた返信用封筒により行います。申請の結果, 半額免除または不許可となった方は, 申請結果の通知で指定した期限までに, 該当の入学料を納付してください。

3 注意事項

- 必要書類について, A4 サイズよりも大きい書類・小さい書類は貼付用紙(ダウンロード可能)に貼って提出してください。
- 入学料免除・徴収猶予の申請結果通知後であっても, 申請内容が事実と異なることが判明した場合は, 免除・徴収猶予の許可を取消すことがあります。
- 申請書類は家庭状況をよく確認し, 10月1日現在(見込)の状況を申請者本人が記入し, 準備してください。
- 申請理由・家庭状況が不明な申請, 不足書類の多い申請は受け付けられません。